

新介護保険制度の動向

介護保険法改正案が6月22日参議院本会議で修正可決され成立した。これにより「改正介護保険法＝新介護保険制度」は、ショートステイを含む施設入所者の費用負担等を除いて、18年4月1日から施行されることとなった（ただし、介護予防事業等市（区）町村が条例で延期を決めた場合は、2カ年の経過措置がある。）。

法改正を踏まえ、厚生労働省老健局は6月27日「全国介護担当課長会議」を行い、費用負担その他について、都道府県、政令指定都市及び中核都市に対して説明した。なお、来月も引き続き全国介護保険担当課長会議を実施する予定とのことである。

今回は、会議の項目と改正介護保険の主なポイントについて説明する。なお、課長会議の資料は、本体約150頁、別冊として「介護保険事業計画」関係が約80頁強であるが、これらは「ワムネット」からダウンロードできるので、是非参照されたい。

介護保険法改正のポイント

【改正のポイント】

旧措置者の利用料負担の激変緩和措置（更に5年延長）17.4～

食費・居住費の給付対象からの除外

特定入所者介護サービス費の支給（17.10～）

保険料普通徴収の私人委託（17.10～）

定義の見直し

- ・ 要支援状態
- ・ 居宅サービス
- ・ 地域密着型サービス
- ・ 介護予防サービス
- ・ 地域密着型予防サービス

住所地特例の見直し（経過措置）

指定市町村事務受託法人

代行申請の見直し

認定調査の見直し（新規・更新）

要支援状態区分（状態区分の変更）

地域密着型サービス介護サービス費（報酬・基準）

居宅介護福祉用具購入費（事業者指定制）

居宅介護住宅改修費（住宅改修事業者への立ち入り）

予防給付（介護予防サービス費、地域密着型サービス介護予防サービス費）

介護支援専門員（登録、登録の移転、介護支援専門員証の有効期限（5年の更新制）

登録の抹消）

指定居宅サービス事業者

- ・ 欠格要件
- ・ 介護特定専用施設（有料老人ホーム）の総量規制
- ・ 指定に際しての市町村長の意見聴取義務（特定施設に限定）
- ・ 更新制（経過措置）
- ・ 事業所への立ち入り権限の保険者付与
- ・ 勧告、命令、一定期間効力停止措置の新設
- ・ 市町村による不適正事業運営の都道府県知事通報
- 地域密着型サービス事業者（指定権限、効力、都道府県知事への届け出、助言、勧告、指定拒否、被保険者の意見反映、指定条件、運営基準）
- * 指定居宅介護支援事業者、介護保健施設（指定に際しての市町村長の意見聴取義務）
- 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者について同様
- 指定介護予防支援事業者
- ・ 地域包括支援センターに限定
- ・ 市町村長指定（地域密着型サービススキーム）
- ・ 介護予防マネジメントの一部委託可
- 情報開示（都道府県への報告、都道府県の調査、都道府県の公表、指定調査機関、指定情報開示センター）
- 地域支援事業（必須事業、任意事業、財源構成）
- 地域包括支援センター
- 市町村事業計画（3年計画）
- 特別徴収拡大（18・10天引き拡大）
- 特別徴収拡大のための新規天引き対象者の補足回数の拡大（18・10～）
- 老人福祉法の改正
- ・ グループホーム、有料老人ホームの前払い金の保全措置
- ・ 有料老人ホームの定義の見直し
- 生活保護法の改正
- ・ 介護保険料の保護の実施機関による代行納付
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正

【主な介護保険法改正のポイント】

1条 文言追加

尊厳の保持

7条 定義

要介護状態 身体上又は精神上の障害があるために、厚生労働省令でさだめる期間にわたり継続して、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について常時介護を要すると認められる状態又は日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であってその介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当する場合であって要支援状態以外の状態をいう

要支援状態 身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生

活における基本的な動作の全部又は一部について常時介護を要すると認められる状態又は又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止(以下「介護予防」)に特に資する支援を必要と見込まれる状態であって、その支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当する者

7条の5 介護支援専門員

介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービスを行う者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の七第一項の介護支援専門員証の江府をけたものをいう

8条

居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう

8条の14

地域密着型サービスとは

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護及 入居定員が29人以下の有料老人等

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 入所定員29名以下の特養ホーム

地域密着型施設サービス計画

8条の24

介護老人福祉施設とは 30人以上の定員の特養老人ホーム

8条の二

介護予防サービスとは

介護予防訪問介護

介護予防訪問看護

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防居宅療養管理指導

介護予防通所介護

介護予防通所リハビリテーション

介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護

介護予防特定施設入所者生活介護

介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

8条の二の13

地域密着型介護予防サービスとは

介護予防認知症認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防介護予防認知症対応型共同生活介護

13条 住所地特例施設

介護保険施設

介護専用型特定施設のうち、入居定員が30人以上であるもの

養護老人ホーム

24条 市町村事務受託法人

市町村は都道府県が指定する「指定市町村事務受託法人」に次の事務を委託できる
文書の提出に係る事務

調査に関する事務 介護支援専門員及びその他厚生労働省令で定めた者

その他厚労省令で定める事務

27条 要介護認定

新規申請者は、被保険者が原則でやむを得ない事情があるときは地域包括支援センター
その他厚生労働省令で定める者に手続きの代行

28条の5 要介護認定の更新

更新申請は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設
その他厚生労働省令で定める事業者又は施設

37条 介護給付対象サービスの種類の指定

取り扱いの強化

41条（介護報酬の対象）

認知症対応型共同生活介護 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の
日常生活に要する費用を除く

訪問介護、訪問入浴介護、訪問利用者、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ
テーション 食事の提供に要する費用、その他の日常生活に要する費用を除く

施設介護サービス費 食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常
生活に要する費用を除く

ここで対象から外れたものは、原則として利用者負担となる

42条 地域密着型サービス費の支給

施設単位の支給 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地
域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

サービス単位の給付 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護

43条 居宅介護サービス費等に係る支給限度額

43条4

44条 居宅介護福祉用具購入費

指定居宅サービス事業者から購入・・・

45条 居宅介護住宅改修費の支給

45条の8、9 住宅改修事業者への立ち入り等

51条

特定施設介護サービス費の支給（食事提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用等について低所得者に給付＝補足給付）

- ・ 指定介護老人福祉施設サービス
- ・ 介護保健施設サービス
- ・ 指定介護療養施設サービス
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

所得の状況その他を勘案して厚生労働大臣が定める額

特定入所者支援サービス費の支給

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

所得の状況その他を勘案して厚生労働大臣が定める額

53条 予防給付

略（訪問入浴、介護保険施設以外は概ねはいる）

66条 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 文言整理

第5章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第1節 介護支援専門員

第1款 登録等

69条の二 介護支援専門員の登録

69条の三 登録の移転

69条の四 登録事項の変更の届出

69条の五 死亡等の届出

69条の六 申請等に基づく登録の削除

69条の七 介護支援専門員証の交付

研修

登録有効期間5年

69条の八 介護支援専門員証の有効期間の更新

第2款 指定試験問題作成機関、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等

略

第3款 義務等 対介護支援専門員

69条の38（介護支援専門員の）登録の削除等

70条 指定事業者の指定

78条 地域密着型サービス事業者

78条の二 市町村長の指定

二の二 市町村長は指定を行おうとするときは予め都道府県知事に届けてなければならない

3 都道府県知事は、当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入所者介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に達しているか、又は当事業の開始によってこれを超えることになると認めたる時、その他支障が生じ

ると認めるときは市町村長に必要な助言又は勧告

4 - 四 市町村の区域外の指定の扱い

5 - 4 認知症対応型共同生活介護の指定 計画数を超えた扱い

第九節 介護サービス開示情報の開示

115条の二九 介護サービス開示情報の報告及び公表

事業者 開示情報を都道府県に報告

都道府県 開示情報のうち厚生労働省令で定めるものについて調査
厚生労働省令で定めるものを公表

115条の三〇 指定調査機関の指定

115条の三六 指定情報開示機関の指定

115条の三十八 地域支援事業

次に掲げる事業 法定義務 一部修正あり 注意 権利擁護が義務化

- 一 健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の介護予防のために必要な事業
- 二 介護予防のため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づきも前号に掲げる事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、各種の相談に応じて行われる保健医療、公衆衛生、社会福祉、その他の関連施策に関する総合的な情報提供、関係機関との連絡調整その他被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四 保健医療又は福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活が営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

” 2 市町村の選択事業

地域支援事業の財源負担

一号被保険者保険料 18%		} 100%
国 41%	県 20.5%	
	市町村 20.5%	

115条三十九 地域包括支援センター

115条の四十二 保健福祉事業

第七章 介護保険事業計画

144条の二 保険料の収納の委託

普通徴収収納事務を、第1号被保険者の便益の増進に限り、私人に委託可能

全国介護保険担当課長会議 平成17年6月22日 老健局

(目次)

1 施設給付の見直しに伴う低所得者等に対する措置等 P1~44

1 - 1 利用者負担段階の設定(境界層措置を含む)

現行5ランクをさらに細分化

第一		生活保護等
第二	第二ランクを収入80万円で二区分する	世帯非課税収入80万未満
第三	標準	世帯非課税収入80万以上
第四		標準 世帯課税本人非課税
第五		課税 所得150万未満 150万以上

1 - 2 特定入所者介護サービス費の取扱い

低所得者の施設入所の際のホテルコスト、食事負担等に対応した給付

・ 対象サービス

(特定入所者介護サービス費)

指定介護福祉施設サービス

介護保健施設サービス

指定介護療養施設サービス

短期入所生活介護

短期入所療養介護

(特定入所者支援サービス費)

短期入所生活介護

短期入所療養介護

給付額

基準費用額

種類	区分	月額(参考)
食費の 基準費用額		4.8万円
居住費用等の 基準費用額	ユニット型個室	6.0万円
	ユニット型準個室 及び従来型個室	5.0万円
	多床室	1.0万円

通常の場合の個人負担額

低所得者の負担限度額

	食費の負担限度額	居住費等の負担限度額 月額(参考)	
利用者負担 第三段階	2.0万円	ユニット型個室	5.0万円
		ユニット型準個室等	4.0万円
		多床室	1.0万円

利用者負担 第二段階	1.2万円	ユニット型個室	2.5万円
		ユニット型準個室等	1.5万円
		多床室	1.0万円
利用者負担 第一段階	1.0万円	ユニット型個室	2.5万円
		ユニット型準個室等	1.5万円
		多床室	0万円

上記負担限度額との差額が、特定施設入所者介護サービス費（補足給付）として、介護保険から給付される。実際は代理受領により現物給付の形となる。

手続きは、申請主義となり、生活保護の補足性の原理と同様な「ミーンズテスト＝資産や扶養義務の調査がある。」

1-3 旧措置入所者の利用者負担の取扱い

経過措置として実施されるが、食費負担については、4.8万円を段階により1.0万円～2.0万円の3ランクに区分する。

また、居住費についても、特定施設介護サービス費の区分と同様な限度額負担となる。

1-1 高額介護サービス費について

第二段階が二区分されたことに伴い次のように変更される。

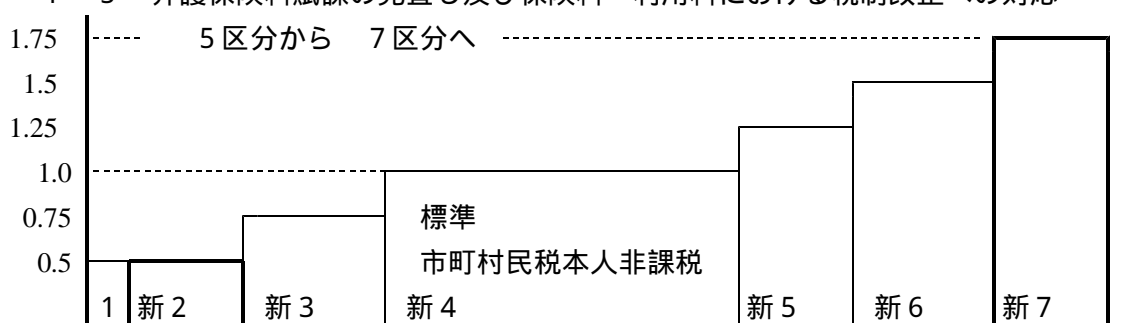
見直し前	円	見直し後	円
低所得でない者 (下記に非該当)	37,200	利用者負担 第四段階	37,200
市町村民税 非課税者	24,600	利用者負担 第三段階	24,600
生活保護受給者 等	15,000	利用者負担 第二段階	15,000
		利用者負担 第一段階	15,000

1-2 社会福祉法人減免制度の見直し

1-3 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

1-4 平成17年10月施行関係の施行準備スケジュール

1-5 介護保険料賦課の見直し及び保険料・利用料における税制改正への対応



- 2 特別徴収範囲の拡大（平成 18 年 4 月 1 日施行） P46~49
特別徴収の対象を「老齢年金」から 障害年金、遺族年金まで拡大した
- 3 地域包括支援センターに関する Q&A（追補） P50~68
地域包括支援センターの設置基準等は今後さらに変化も予想されるので、是非情報収集を
- 3 - 1 これまで寄せられた質問に関する考え方
- 3 - 2 地域包括支援センターに関する Q&A（追補）
- 問 5 三職種は必要か
保健師又は経験のある看護師
社会福祉士
主任ケアマネジャー
- 問 6 各専門職の経過措置は
社会福祉士
または「福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上有り、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上勤務した経験を有するもの」
主任ケアマネジャー
「実務経験を有する介護支援専門員であって、ケアマネジメントリーダー養成研修受講修了者でケアマネジメントリーダー実務に従事している者」を想定
- 問 7 三職種は常勤でなければならないか、兼務は駄目か
原則常勤、ただし小規模市町村が設置する場合等一部兼務も可

以下 略

- 3 - 3 地域包括支援センターの人員配置基準の基本的考え方
目安

		保健師	社会福祉士	主任ケアマネ	合計
1号被保険者者数	3,000~6,000 人				
推計人口	15,000~30,000 人	1	1	1	3
介護予防事業対象者	150~300 人				

高齢者人口が 3,000 人を下回る市（区）町村については別の目安

- 4 地域支援事業における権利擁護事業について P69~73
今回の法改正により、地域支援事業のうち「虐待防止等の権利擁護事業」は、衆議院における審議で、市町村の任意事業から「必須事業」に改められた。
市（区）町村長による「後見人等専任請求」に関する手続きの変更
・ 従前、市（区）町村長の申し立ては、4 親等内の親族が以内場合とされていたが、2 親等内に変更される見込み
- 5 介護報酬の見直しについて P74~91
社会保障審議会介護給付費分科会での議論

- ワムネットに資料等公開されている
- 6 介護予防について P92~113
 しくみについて一定程度の説明がある。最終的には今後の調整ののち、来年2月前後に決定の予定
- 7 要介護認定について P114~130
 新予防給付関連の情報
 ・ 考え方
 ・ 判定の流れ等
- 8 新予防給付のケアマネジメントにおけるアセスメントツール等の検討状況、今後のスケジュールについて P131~137
 略
- 9 「介護サービス情報の公表について」 P138
 17年度モデル事業、18年度本格実施
 (財)シルバーサービス振興会等で評価項目を検討中、介護保険のサービス情報の公表は、第三者サービス評価を包んだものになる見込み
- 10 第三期介護保険事業(支援)計画について 別冊 84頁ある
 第三期事業計画から、計画策定の手法が変わる。二期までは過去の実績の伸びをベースに5カ年計画を策定し、3年ごとの見直しを行っていた。今回からは、平成26年(2015年)の整備目標を、介護予防効果を織り込んでまず決定した後、逆算して3カ年計画を策定する。似ているようで、全く異なる。
- 11 認知症対策について P142~145
 認知症キャンペーン
 認知症グループホームへの介護支援専門員の配置について
 計画策定のための介護支援専門員の配置が義務づけられていたが、経過措置があり、18年3月31日までは従前通り実務経験者でも可とされていたが、その期限が来年3月末で切れる。
 16年度末現在、5782ホームの内、介護支援専門員の配置があるのは2731ホーム、47.2%とのこと。
 身体拘束廃止推進事業の実施
 施設管理者向け及び施設看護職員向け研修の実施
 市(区)町村向け権利擁護施策に関連するマニュアル例等
 川崎市、世田谷、大阪成年後見制度研究会 等のマニュアルが今後、紹介される見込み
- 12 その他 P146
 養護老人ホーム等への措置解除の処分基準の設定について
 ・ 総務庁行政評価局からの勧告